

第3章 安全衛生教育、就業制限等

第3章 安全衛生教育、就業制限等

(雇入れ時の教育)

第14条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、法令で定めるところにより、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。

解説：

- 1 法令で定める教育に関する事項（労働安全衛生規則第35条）
 - (1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
 - (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
 - (3) 作業手順に関すること
 - (4) 作業開始時の点検に関すること
 - (5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
 - (6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
 - (7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること
 - (8) その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
- 2 教育の省略（労働安全衛生規則第35条）
法令で定める教育の事項に関し、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、その事項について教育を省略することが出来ます。
- 3 教育の内容 労働者に対して行うべき雇入れ時等の教育の内容は、単に一般的な安全衛生上の注意を与える程度にとどまらず、その労働者の担当する業務に関し、客観的に必要と認められる程度に具体的なものでなければなりません。このため、雇入れ時においては、特に入念に教育を行う必要があります。

(特別教育等)

第15条 事業者は、法令で定める危険又は有害な業務及びこれに準ずる業務に労働者を就かせるときは、法定の特別教育又はこれに準ずる教育を行なわなければならない。

2 事業者は、特別教育又はこれに準ずる教育を行なったときは、教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

解説：

- 1 特別教育の実施
特別教育は、本来事業者が法定の教育カリキュラムに則って行うこととされています。もちろん、外部の教育機関の行うものを労働者に受講させることも

可能です。

また、特別教育の受講については、所定労働時間内に行われることが原則であり、法定労働時間外にわたる場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

2 産業廃棄物処理業における特別教育が必要とされる主な業務（労働安全衛生規則第36条）

- (1) 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務
- (2) 動力プレスの金型、シャーの刃部又はプレス機械もしくはシャーの安全装置もしくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
- (3) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- (4) 最大荷重が1トン未満のフォークリフトの運転の業務
- (5) 最大荷重が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダの運転の業務
- (6) 機体重量が3トン未満の車輌系建設機械の業務（※）
- (7) 小型ボイラーの取扱いの業務
- (8) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務
- (9) つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務
- (10) つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーンの玉掛けの業務
- (11) 酸素欠乏危険場所における作業に係わる業務
- (12) 廃棄物焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- (13) 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- (14) 焼却炉、集じん機等の設備の解体の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務
- (15) 有機溶剤取扱い業務（特別教育に準じた教育が必要とされています。）

※ 車輌系建設機械のアタッチメントを取り替えて、別の目的に使用する場合についても含まれるので注意してください。

（職長等の安全衛生教育）

第16条 事業者は、新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、一定の安全または衛生のための教育を行なわなければならない。

解説：

- 1 安全衛生教育の方法 職長等とは、現場において、直接労働者の作業の進め方を指導、監督する立場にある人を指します。職長等の職に就くこととなった人

は、一般に現場の作業について精通していると考えられることから、これらの人に対する安全衛生教育は、作業に係わる安全衛生上の知識を付与するということよりも、むしろ職長等としてどのような方法で作業の手順を定めるか、いかにして部下の労働者を監督指導するかにウエイトがおかれます。

2 法令で定める教育に関する事項（労働安全衛生法第60条）

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること
- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること
- (3) 作業設備及び作業場所の保守管理に関すること
- (4) 異常時等における措置に関すること
- (5) その他現場監督として行うべき労働災害防止活動に関すること

（就業制限）

第17条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で法令で定める危険な作業（就業制限業務）については、法令で定める資格を有する者でなければ当該業務に就業させてはならない。

2 前項の規定により当該業務に就くことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。

解説：

1 有資格者以外の者の就業禁止（労働安全衛生法第61条）

「就業制限業務」には、免許や技能講習修了等の特別の資格のある人のみが業務に就くことができ、その他の人は業務に就くことが出来ません。

就業制限業務に労働者が無資格で就いた場合は、就させた事業者はもちろん法違反として責任を問われますが、無資格で業務に就いた本人も処罰されることになります。

2 産業廃棄物処理業における主な就業制限業務（労働安全衛生法施行令第20条）

- (1) つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転の業務
- (2) 吊り上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務
- (3) 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
- (4) 最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務
- (5) 最大荷重が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務
- (6) 機体重量が3トン以上の車輌系建設機械の運転の業務
- (7) ボイラー（小型ボイラー除く。）の取り扱いの業務
- (8) 制限過重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務